

令和6年1月19日

報道関係者 各位

【照会先】

厚生労働省広島労働局
職業安定部職業安定課
課長 田辺 克也
課長補佐 荻野 倫也
(電話：082(502)7831)

ハローワーク三原
(三原公共職業安定所)
所長 杉原 淳司
(電話：0848(64)8609)

三原市経済部商工振興課
課長 恵谷 元晴
企業誘致係長 若松 隆成
(電話：0848(67)6013)

三原市と広島労働局は、労働施策総合推進法に基づく雇用対策協定を締結します。 ～県内地方公共団体では6例目、尾三地域では初の締結～

三原市（市長 岡田 吉弘 おかだ よしひろ）と厚生労働省広島労働局（局長 釜石 英雄 かまいし ひでお）は、相互に連携して、一体となった雇用対策を推進することを目的に、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）」に基づき雇用対策協定を締結します。

つきましては、下記により締結式を行いますので、お知らせします。

記

三原市長と広島労働局長による「三原市雇用対策協定」締結式

1 日時及び会場

令和6年1月29日（月）15:20～15:40 三原市役所 4階 第1応接室

2 締結者

三原市長 岡田 吉弘 広島労働局長 釜石 英雄

* 協定書の署名後、写真撮影の時間を設けます。

* 取材を希望される報道機関は、令和6年1月25日（木）までに、上記のいずれかの照会先に事前にご連絡ください。

三原市雇用対策協定の締結について

1 目的

「働く場づくりへの挑戦」など、拠点性を生かした雇用創出による地域活性化や多様な人材が活躍できる地域社会の実現等の戦略的な施策を進める三原市と、全国ネットワークを生かして労働市場のセーフティーネットを担う厚生労働省広島労働局が、相互に連携して、一体となった雇用対策を推進することを目的とする。

2 内容

(1) 三原市と広島労働局の連携体制の強化による総合的な雇用対策の推進、若者への就職支援、女性の活躍促進に向けた取組、高齢者、障害者、外国人等に対する就職支援、生活困窮者等の社会的自立に向けた就労支援、U・Iターン就職の促進、人材確保等に向けた取組、雇用変動、雇用調整等に対する支援、その他三原市及び広島労働局が必要と認める事業など。

(2) 具体的な取組は、三原市と広島労働局が共同で設置する運営協議会において、年度ごとの「事業計画」を審議する。

3 参考

(1) 広島労働局管内における「雇用対策協定」の締結状況

「広島市」（平成25年1月）、「広島県」（平成29年7月）、「三次市」（平成29年11月）、「福山市」（平成30年3月）、「呉市」（令和4年1月）に次いで、県内では6例目

(2) 尾三地域では初の締結